

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
日新興業株式会社	大阪府大阪市淀川区三国本町 1-12-30	1-006540

注) 業者番号「1-」は国土交通大臣許可業者の有資格者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和 7 年 8 月 20 日 ～ 令和 7 年 11 月 19 日 (3 か月)

3 指名停止措置の適用範囲 茨城県が発注する建設工事

4 事実概要

日新興業(株)は、建設業の許可を受けずに建設業を営む者との間で、建設業法施行令第 1 条の 2 に規定する額を超える下請契約を締結した。

当該事実が建設業法第 28 条第 1 項第 6 号に該当するとして、同社は国土交通省近畿地方整備局から令和 7 年 3 月 4 日付けで営業停止処分を受けた。

5 指名停止理由

上記事実は、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領(平成 6 年 7 月 14 日付け監第 692 号。以下「指名停止等措置要領」という。)別表第 2 第 14 号イに該当する。

< 指名停止等措置要領別表第 2 >

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為)	
14 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の規定に違反し、同法第 28 条の規定に基づく監督処分を受けたとき。	当該認定をした日から 2 か月以上 9 か月以内
(略)	
イ 営業停止処分を受けたとき	当該認定をした日から 3 か月以上 9 か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当

茨城県水戸市笠原町 978-6

電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)